

会議名 総務・産業建設常任委員会

日時 令和6年9月12日（木）午前10時～午前10時34分

場所 第2・第3委員会室

出席議員 委員長 水野忠三 副委員長 鬼頭博和 委員 日比野 走
委員 井上真砂美 委員 伊藤隆信 委員 塚崎海緒
委員 榎谷規子

欠席議員 なし

説明者 総務部長 中村定秋、建設部長 西村忠寿、消防長 岡本康弘、総務部専門監 齋藤元英、秘書人事課長 小崎尚美、同統括主査 小野誠、同統括主査 犬飼智博、行政課長 兼松英知、同主幹 小出健二、同統括主査 宇佐美祐二、都市整備課長 加藤淳、同統括主査 澤井雅史、上下水道課長 田中伸行、同主幹 大橋透、同統括主査 井上美保、会計管理者兼会計管財課長 若森豊子、同統括主査 三輪愛、同統括主査 森吉正

事務局出席 議会事務局長 丹羽至、同主任 御嶽千夏

付議事件及び審議結果

議案番号	事件名	採決結果
議案第56号	岩倉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案第57号	長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案第60号	岩倉市下水道条例の一部改正について	賛成多数 原案可決
議案第61号	岩倉市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案第73号	漏水により生じた損害に係る和解について	全員賛成 原案可決

総務・産業建設常任委員会（令和6年9月12日）

◎委員長（水野忠三君） 皆様、おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから総務・産業建設常任委員会を開催いたします。

当委員会に付託されました案件は、議案5件であります。

審査に入る前に当局から御挨拶をお願いいたします。

◎総務部長（中村定秋君） 皆さん、改めましておはようございます。

ただいま委員長から御発言ありましたように、今回、条例改正4件と、あと和解に関する議案を1件お願いしております。

職員の勤務条件に関する事、それから市民の生活に密着に係る議案も入っております。グループ長以上参加しておりますので、丁寧な答弁に努めてまいります。よろしく申し上げます。

◎委員長（水野忠三君） ありがとうございます。

それでは、審査に入ります。

初めに、議案第56号「岩倉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（日比野 走君） 改正理由の中に部分休業という言葉と子育て部分休暇という言葉があるんですけども、この休業と休暇の違いとか、すみ分けについてお伺いしてもよいでしょうか。

◎秘書人事課統括主査（小野 誠君） 今回、これまで公務員に対する育児休業の法律に基づいて部分休業という休業という制度が設けられております。

今回、岩倉市独自で同じような制度を設けようと思いますと、部分休業、休業という言葉が制度上つukれないということもございまして、今回、特別休暇の一つとして、同じ制度ではありますけれども、子育て部分休暇という名称で制度設計をさせていただいているというところで、これまで県内でも豊橋市さんとか東郷町さんが事前につくられているのを参考にさせていただきまして、休業ではなく休暇ということで今回設けるような形をしておりますので、よろしく申し上げます。

〔発言する者あり〕

◎秘書人事課統括主査（小野 誠君） 豊橋市と東浦町ですね。ごめんなさ

い。東浦町です。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（日比野 走君） 先ほどの質問と関連して、主な改正内容の部分に勤務しない1時間につき勤務1時間当たりの給与を減額するとあるんですけど、先ほど言いました部分休業と部分休暇の間の中で、その割合に差が出るということはあたりはするのでしょうか。

◎秘書人事課統括主査（小野 誠君） こちら休暇と休業は名称は違いますけれども、減額する職員の時間単価に応じて減額いたしますので、そこに差はございません。

◎委員長（水野忠三君） よろしいですか。

◎委員（井上真砂美君） 今までも部分休業というものがあったということなんですけれども、減額されるという給与から数時間、2時間ですか、給与から減るということで、今回は小学校6年生までということだから枠が広がったからいいと思うんですけれども、小学校就学になるまでの今までの実績というか、取られている数とか教えてください。

◎秘書人事課長（小崎尚美君） 現在の部分休暇の取得者の方ですが、18人いらっしゃいます。

〔「部分休業ですね」と呼ぶ者あり〕

◎秘書人事課長（小崎尚美君） 部分休業ですね。すみません。

小学校就学前までの部分休業の取得者ですね。失礼いたしました。18名いらっしゃいます。

◎委員長（水野忠三君） よろしいですか。

◎委員（梶谷規子君） これまでの6歳に達したらもう時間短縮がなくなるということで、やはり小学校1年生から、特に低学年の子どもさんを持つ職員としては非常にうれしい制度だと思うわけなんですけど、今、これまでの実績が18人と言われましたが、今後全て休暇を取る場合、どんな状況になるのでしょうか。代替の職員とか、そういう体制はどのように考えているのか、お聞かせください。

◎秘書人事課統括主査（小野 誠君） 今18名の方が取得されている中で、対象となる職員は120名ぐらいございまして、6年生まで拡大しますと、プラスで30人ぐらいの職員が取得が可能となる予定です。その中でどれだけの職員が取得されるかはちょっと不明ではありますが、豊橋さんとかにも聞きますと、2割ぐらいの方は取られるのではないかなというお話も聞いていますので、これから9月議決後に職員に対して聞き取り等を行って、対応していきたいなというふうに考えておりますので、よろしく願いいた

します。

◎委員（榎谷規子君） 豊橋などで2割ぐらいと言われましたが、やはりその現場現場で取りやすい環境なのか、職員集団や業務内容の中で取りやすい環境か、やはり取りにくい状況かというのが非常に難しくなってくると思うんですが、もっと取りやすい環境になれば、2割よりももっと多い職員がせっかくできたこの制度で取れるんじゃないかなと思うんですが、そういった取る場合、こういった保障があるよみたいなどころというのは難しいですかね。

◎秘書人事課長（小崎尚美君） 現在のところ、こういった条例をまずは整備して、環境を整えるところから始めておりますので、何人の方がお取りになるかというのは見込みでしかない状況でございます。

もちろん先ほども議員もおっしゃったように、給与が減額されてしまいますので、制度があってもやはりそれぞれのライフスタイルに合わせて、取られる方、取る方というのはお決めになれるところなので、まずはこういった環境を整備して、各担当においての状況も把握しながら、それぞれに応じたまた取りやすい環境を今後考えていきたいというふうに考えております。今のところどうするというふうに明確にお答えすることはできないんですが、状況を見ながら検討していきたいというふうに考えております。

◎委員長（水野忠三君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（水野忠三君） ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第56号「岩倉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（水野忠三君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第56号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩します。

(休憩)

◎委員長（水野忠三君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

続いて、議案第57号「長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部改正について」を議題とします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（水野忠三君） ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第57号「長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（水野忠三君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第57号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩します。

(休憩)

◎委員長（水野忠三君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

続いて、議案第60号「岩倉市下水道条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（井上真砂美君） 岩倉市の決算審査意見書のほうの結びののところを見せていただきますと、令和5年度岩倉市公共下水道事業会計決算等意見書の中で、経費回収率、汚水処理費をどの程度下水道使用料で賄っているかを示した指標なんですが、56.4%というふうに大変低い状態ですけれども、一体全体いつからそういう状況になったのか教えていただきたいと思います。

◎上下水道課統括主査（井上美保君） 今質問がありました件につきまして、平成31年4月に公営企業となりまして、令和元年度の決算から経営指標のほうを分析できるようになりました。

令和元年度からの経費回収率のほうはほぼ56%ぐらいで変わっておりませんので、それ以前のものにつきましては、使用料につきましても変わっておりませんので、経費回収率もほぼ変わっていないと思っております。

◎委員（井上真砂美君） 8月20日の全協で出していただきました資料を見ますと、基準内繰入金とか、国の基準で一般会計からの繰入れが認められているのが、基準内繰入金であるという一般会計の繰入金の状況についての表があるんですけれども、それを見たところ、一般会計の繰入金、令和5年度のものが記載されていないですので、基準外繰入金も含めて幾らになるのか教えてください。

◎上下水道課統括主査（井上美保君） 令和5年度の一般会計の繰入金は、総額でいいますと約6億5,000万円となっております。そのうちの基準内繰入金が約1億6,000万円、基準外繰入金が4億9,000万円となっております。

◎委員長（水野忠三君） よろしいですか。

◎委員（井上真砂美君） はい。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（塚崎海緒君） すみません。

ちょっと資料が見つけれなくて、何度もお伺いしているかもしれないんですけれども、下水道の普及率はホームページなどで出されているのか、利用率をちょっと教えていただいてもよろしいでしょうか。

◎上下水道課統括主査（井上美保君） 下水道の令和5年度の接続率なんですけれども、81.83%となっております。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（榎谷規子君） 改正内容の1番目で大腸菌群数を大腸菌数に改めるというところがあるんですが、この改めるのは具体的にどういったことなのかお聞かせいただけないでしょうか。

◎上下水道課長（田中伸行君） 大腸菌群といいますと、そのふん便に関係ないものもちょっと含まれるということで、昨今、検査精度が上がったということで、その上位ですね。除害施設に関する条例の基本条例のところの項目も大腸菌というふうになりましたので、それに併せて下水道条例のほうも変えさせていただくというものでございます。

◎委員（梶谷規子君） 本会議の中で、これが通った後、市民への説明をモデルケースなどを示しながら、本当により丁寧に分かりやすく周知をというところでももちろん考えておりますということだったんですが、今平均的な値上げ幅がどれぐらいになるのか、お示しいただけないでしょうか。

◎上下水道課長（田中伸行君） 繰り返しになりますが、まず使用料というのは、水道の使用料を基に使用料の算出をさせていただきますので、一般的に多いのが大体1か月15立米を使われる、2か月でいうと30立米を使われる方が多いとなっております。その方で大体どれぐらい上がるのかというのが、下水道の4月に改正させていただきますと、その方で増額分が2か月で920円ということになります。

◎委員長（水野忠三君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

◎副委員長（鬼頭博和君） さっき汚水処理費が1立方当たり150円ぐらいかかっているということで、一般会計のほうから65円程度今入っていると資料のほうも書いてあるんですけども、今後、値上げをせずにこの状態でいくとどういったことが起こってくるのかというのを教えてください。

◎上下水道課長（田中伸行君） 結局、今の状態が続くということですので、毎年、今年でいえば6億5,000万円、基準内も含めてなんですけれども、一般会計から繰り入れているということで、この状態を続けていく、もしくは起債をもっと借りるということになりますので、結局一般会計からお金を入れるということは、ほかで住民サービスが例えばできるお金をこちらにいただいているということになりますので、結局ほかのサービスが行き届かないわけではないんですけど、今の現状と変わらないってことになりますね。

ただ改正させていただければ、受益者負担ということで本来払っていただくべきところをちょっとずつでも負担していただければ、将来的には今基準外繰入れとして一般会計からいただいているお金を普通の一般会計で使うことができるようになってくると思いますので、長い目で見れば、本当に将来的には住民サービスが上がるのではないかと、そちらのほうにお金を使えるんじゃないかということになると思います。

◎副委員長（鬼頭博和君） ありがとうございます。

一般会計のほうからの繰入れがなくなってくるということで、今のお答えだとほかのサービスにも使われていくということで、受益者負担の原理で今そういった形で今後は進めていくという、そういう方針になったということによろしいでしょうか。

◎上下水道課長（田中伸行君） そのとおりでございます。

◎委員（梶谷規子君） 今の質疑の中で、もちろん基準外繰入れが増えるということは、市民サービスのほかのサービスを圧迫するという御答弁だったんですが、特別会計から企業会計になっての一般会計からの繰入れがこれまで以上にはできないというような縛りが国から言われてきているということはないのでしょうか。

◎上下水道課長（田中伸行君） 総務省からは、まずは150円まで汚水処理単価というのを上げなさいというのは目標として示されていて、ただその一般会計に関して入れるなことまではたしか言われていない。ただそもそもの公営企業というところでいいますと、使用料で賄っていかねばいけません。そもそもの公営企業というところからいくと望ましくない形になりますので、こちらのほうは極力入れないというふうに進めていくべきだというふうに考えております。

◎委員長（水野忠三君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

よろしいですか。

[挙手する者なし]

◎委員長（水野忠三君） ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

委員間討議を省略したいと思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎委員長（水野忠三君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

◎委員（梶谷規子君） 議案第60号「岩倉市下水道条例の一部改正について」反対の立場で討論をいたします。

2年間の審議を経て、丁寧な議論を経ながらこの改正に至ったということについては、市民の方の意見も交え、多くの資料を提示する中での議論があったということは非常に評価できるものだと考えます。

しかしながら、使用料を増額する改正というのは、やはり市民負担を増やすということでやはり賛成するわけにはいきません。

下水道会計が公営企業を企業会計にしたということで、やはり一般会計からの繰入れはやらない方向で使用料から賄っていかねばならないという原則を守るならば、どうしても受益者負担の原則で値上げせざるを得ないという結論に達したということですが、やはり市民は今、物価高で様々な国民健康保険税や介護保険料や日々の買物の物価高の中で悲鳴を上げている状況の中で、やはりこの下水道料金も使用料も増額するという改正については賛成するわけにはいかないということで反対させていただきます。

◎委員長（水野忠三君） ほかに討論はございませんか。

賛成討論はございませんか。

◎委員（井上真砂美君） 議案第60号「岩倉市下水道条例の一部改正について」賛成の立場で討論をします。

本市の下水道事業は、平成元年に事業着手し、平成7年2月に供用開始を行い、順次区域を拡大して、令和5年度末において下水道普及率は76.4%に達しています。公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全に貢献しています。

平成31年4月に企業会計が導入され、独立採算制が原則の地方公営企業となっていますが、本来、下水道使用料で賄うべき汚水処理費を賄っておらず、その指標を示す経費回収率は令和5年度で56.48%となっており、不足分を一般会計からの繰入金で賄っています。繰入金に大きく依存している状況にもかかわらず、供用開始以降、一度も使用料改定が行われておりません。令和5年度は、一般会計から約6億5,000万近い繰入金が行われており、このことは下水道の受益を受けるか否かに関わらず、市民に負担していただいていることとなります。

また、以上のようなことは令和2年度から監査委員による決算審査意見書で毎年指摘されており、下水道使用料を適正な水準とすることが必要とされています。

使用料の適正化については、岩倉市水道料金等審議会において慎重に審議が行われ、審議会においても改定は必要と判断されております。審議会の内容で適正であると判断されているものであります。

それから、改正のスケジュールも段階的に審議会から提示されており、使用者への負担に対しても配慮があり、評価できるものと考えております。

今回の改正は、答申内容を尊重しており、直ちに課題が解決、解消されるものではありませんけれども、この改正は下水道の受益を受けていない市民の不公平が解消されていくだけではなく、受益者に適正な負担を求めることにより一般会計の繰入金が増減していき、将来的には他の市民サービスの向上にもつながっていくと考えます。

以上の総合観点から、議案第60号に賛同し、賛成討論といたします。

◎委員長（水野忠三君） ほかに討論はございませんか。

◎委員（塚崎海緒君） 議案第60号について、反対の立場で討論をさせていただきます。

市民の生活に密着している下水道料金の値上げに反対をします。

井上さんのおっしゃるとおり、平成7年の供用開始後、一度も改定が行われていないため、十分な使用料収入が得られないことから、下水道の利益を受けていない人の税金が使われている状態が課題となっているという答申が説明がされています。

まず受益者負担と公共サービスの責任というところについて私は見ていまして、下水道は企業会計であっても公共インフラであり、住民生活を支える重要な基盤です。

そのため下水道料金の値上げが単に受益者負担の観点から進められるべきではない。公的な責任として適切に管理されるべきです。下水道に限らず医療サービス、国民健康保険税やインフラ整備、これはスマートインターチェンジ等もそうですけれども、そのような生活の基盤に関わる公共事業は単純に市場主義的な考え方で進めるべきではないと考えています。

下水道の整備は、特定の利用者だけでなく地域の全体の公共の福祉であり、それを支えるために税金が使われているということは、もう公共性があると私は考えています。単に使用する人が費用を負担するという考え方ではなくて、広く社会で支えるべきものだと考えます。

私も榎谷さんと同じように、市民はやっぱりコロナ禍から物価高が来て、電気代の上昇で今本当に厳しい経済状況の中で耐えている、生活している、この生活負担が増えている中で、またこの水道料金の値上げという負担がかかるわけです。しかも3回の改定によって基本料金を2倍にするという改定になるので、かなりインパクトの大きな改定になると市民感覚からは考えます。

やっぱり今の経済状況とか市民生活への影響を十分に考慮して、その値上げの時期を考えていく必要があると思います。ちょっと今の状態では市民から納得が得られないというふうに考えていますので、賛成することができません。以上です。

◎委員長（水野忠三君） ほかに討論はございませんか。

よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（水野忠三君） では、討論を終結し、採決に入ります。

議案第60号「岩倉市下水道条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

◎委員長（水野忠三君） 挙手多数であります。

採決の結果、議案第60号は賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（水野忠三君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

続いて、議案第61号「岩倉市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について」を議題とします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

[「省略」と呼ぶ者あり]

◎委員長（水野忠三君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

よろしいですか。

[挙手する者なし]

◎委員長（水野忠三君） ないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎委員長（水野忠三君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

[挙手する者なし]

◎委員長（水野忠三君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第61号「岩倉市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

◎委員長（水野忠三君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第61号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（水野忠三君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

続いて、議案第73号「漏水により生じた損害に係る和解について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（水野忠三君） ないようですので、質疑を終結いたします。お諮りします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。次に、議案に対する討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。議案第73号「漏水により生じた損害に係る和解について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（水野忠三君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第73号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、当委員会に付託されました案件は全て議了いたしました。

なお、本委員会の委員長報告の文案につきましては、正・副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

続いて、総務・産業建設常任委員会の閉会中の継続審査を議題といたします。

暫時休憩いたします。

（休 憩）

◎委員長（水野忠三君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

お手元に配付いたしましたとおり、議長へ継続審査の申出をすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で、総務・産業建設常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。